設　計　書

施行年度	令和8年度	工事番号			
事業名					
工事名	泉13号線道路改良工事				
路線名・河川名等		設計者名		検算	
場所	尾鷲市　泉町　地内				
工事費	内 工事価格 消費税相当額	工期			

工事概要	起工理由
施工延長　L=16.0m 排水構造物工 側溝工　自由勾配側溝(300*300)　L=28.5m 集水桝　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝(300*300A)　N=1.0箇所 舗装工 舗装準備工　不陸整正　A=53.4m2 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工　上層路盤　A=53.4m2 表層　A=53.4m2	

内　訳　書

工　事　価　格	円也
消　費　税　相　当　額	円也
工　事　費	円也

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事	当初	事業区分	道路新設･改築
					工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土質土砂；施工方法上記以外（小規模）；施工数量小規模（標準）	m3		5.3		
土砂処理工		式		1		
土砂等運搬	土質土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3		5.3		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		

尾鷲市

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事	当初	事業区分	道路新設･改築
					工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
床掘	土質土砂	m3		13.6		
埋戻し	土質区分土砂；土質	m3		6.5		
土砂等運搬	土質土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3		13.6		
側溝工		式		1		
自由勾配側溝(右)	側溝規格300*300　無騒音タイプ	m		16		
自由勾配側溝(左)	側溝規格300*300　無騒音タイプ	m		12.5		
集水桝工		式		1		
集水桝設置	300*300A	基		1		

尾鷲市

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事	当初	事業区分	道路新設･改築
					工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート取壊し	構造物区分構造物無筋；工法区分機械施工	m3		1.5		
舗装版切断	舗装版種別アスファルト舗装版；アスファルト舗装版厚15cm以下	m		40.8		
舗装版破砕	舗装版種別アスファルト舗装版；舗装版厚5cm	m2		64.6		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	殻種別コンクリート殻（無筋）	m3		1.5		
殻運搬	殻種別アスファルト殻	m3		3.2		

尾鷲市

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事		当初	事業区分	道路新設･改築
						工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
殻処分	殻種別コンクリート殻（無筋）	m3		1.5		
殻処分	殻種別アスファルト殻	m3		3.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		人日		6		
舗装		式		1		
舗装工		式		1		
舗装準備工		式		1		

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事	当初	事業区分	道路新設･改築
					工事区分	舗装

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
不陸整正	補足材無し	m2		53.4		
アスファルト舗装工		式		1		
上層路盤（車道・路肩部）		m2		53.4		
表層（車道・路肩部）	材料種類再生密粒度アスコン（13）；舗装版厚50㎜；平均幅員3.0m超	m2		53.4		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

		工事名	泉13号線道路改良工事		当初	事業区分	道路新設･改築
						工事区分	共通仮設費

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和8年度　泉13号線道路改良工事

数 量 計 算 書

数量総括表

工　　種	種別	細別・規格	単位	数 量	摘要
道路改良					
道路土工					
掘削工	掘削	土砂	m3	5.3	
	土砂等運搬	土砂	m3	5.3	
排水構造物工					
作業土工	床掘	土砂	m3	13.6	
	埋戻し	RC-40	m3	6.5	
	土砂等運搬	土砂	m3	13.6	
側溝工	自由勾配側溝（右）	300*300 無騒音ﾀｲﾌﾟ 排水ﾄﾞﾚﾝ	m	16.0	
	自由勾配側溝（左）	300*300 無騒音ﾀｲﾌﾟ 排水ﾄﾞﾚﾝ	m	12.5	
	ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ（右）	18-8-25BB	m3	0.7	0.7/16.0*10.0 =0.43m3/10m
	ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ（左）	18-8-25BB	m3	0.4	0.4/12.5*10.0 =0.32m3/10m
集水桝工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝	PU桝 300*300A	箇所	1.0	
構造物撤去工					
構造物取壊し工	ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し	無筋	m3	1.5	
	舗装版破砕	As舗装	m2	64.6	
	舗装版切断	As舗装	m	40.8	
運搬処理工	殻運搬・処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1.5	
	殻運搬・処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	3.2	
仮設工					
交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	6.0	
舗装					
舗装工					
舗装準備工	不陸整正	補足材あり	m2	53.4	
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤	粒度調整砕石M-30 t=100	m2	53.4	
	表層	再生密粒度ｱｽｺﾝ13 t=50	m2	53.4	

数量計算書(1)

名称・規格等	算　　式	数 量
道路土工　掘削工		
掘削	※別紙数量計算表より 53.4 ＊ 0.1 = 5.3	5.3 m3
土砂等運搬	※上記掘削のとおり = 5.3	5.3 m3
排水構造物工　作業土工		
床掘	自由勾配側溝工（右） 4.20 / 10 ＊ 16.0 = 6.7	6.7 m3
	自由勾配側溝工（左） 5.45 / 10 ＊ 12.5 = 6.8	6.8 m3
	集水桝工 1.79 / 10 ＊ 0.5 = 0.1	0.1 m3
	合計 = 13.6	13.6 m3
埋戻し	自由勾配側溝工（右） 1.98 / 10 ＊ 16.0 = 3.2	3.2 m3
	自由勾配側溝工（左） 2.54 / 10 ＊ 12.5 = 3.2	3.2 m3
	集水桝工 1.69 / 10 ＊ 0.5 = 0.1	0.1 m3
	合計 = 6.5	6.5 m3
土砂等運搬	※上記床掘のとおり = 13.6	13.6 m3
排水構造物工　側溝工・集水桝工		
自由勾配側溝（右） (300*300)	16.00 = 16.00	16.0 m
自由勾配側溝（左） (300*300)	12.50 = 12.50	12.5 m
集水桝 (300*300A)	1.00 = 1.00	1.0 基
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	自由勾配側溝（右） ※図面番号2　インバートコンクリート数量計算のとおり 0.30 ＋ 0.21 ＋ 0.23 = 0.74	0.7 m3
	自由勾配側溝（左） ※図面番号3　インバートコンクリート数量計算のとおり 0.26 ＋ 0.07 ＋ 0.06 = 0.39	0.4 m3

数量計算書(2)

名称・規格等	算　　式			数 量
構造物撤去工　構造物取壊し工・運搬処理工				
ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し	側溝工(右)			
	0.66 / 10.0 ＊ 16.0	=	1.06	
	側溝工(左)			
	0.20 / 10.0 ＊ 12.5	=	0.25	
	集水桝工			
	(0.14 ＊ 1.00)	=	0.14	
	合計	=	1.5	1.5 m3
殻運搬・処分 (ｺﾝｸﾘｰﾄ殻)	※上記ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊しのとおり	=	1.5	1.5 m3
舗装版破砕	※別紙数量計算表のとおり	=	64.6	64.6 m2
舗装版切断 (ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	16.00 + 16.00 + 5.8 + 3.0	=	40.8	40.8 m
殻運搬・処分 (ｱｽﾌｧﾙﾄ殻)	64.60 ＊ 0.05	=	3.2	3.2 m3
舗装工　舗装準備工・ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工				
不陸整正 上層路盤 表層	※別紙数量計算表のとおり	=	53.4	53.4 m2

数量計算表

測　　点	距　離	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装		舗装版破砕				摘要
		断　面	数　量	断　面	数　量	断　面	数　量	
No.2	m	4.76		5.80				
No.2 + 3.0	3.0	4.76	14.2	6.20	18.0			
No.2 + 3.0	（同所）	4.76		6.70				
No.2 + 8.0	5.0	4.76	23.8	5.70	31.0			
No.2 + 10.0	2.0	4.76	4.7	5.10	5.1			
No.2 + 12.0	2.0	4.76	4.7	4.50	4.5			
No.2 + 16.0	4.0	3.00	6.0	3.00	6.0			
計	m 16.0		m2 53.4		m2 64.6			

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：　　）	□ 調整項目（　□ 資材等の流用　□ 仮設及び工事用道路等の調整　□ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名（　　）　施工時期及び施工時間（　　） 施工方法（　　）
	☑ 他機関との協議が未完了	☑ 協議が必要な機関名（尾鷲警察署、尾鷲消防署）　　協議完了見込み時期（　　）
	☑ 占用物件との工程調整の必要あり	☑ 占用物件名（□ 電気　□ 電話　☑ 水道　□ ガス　□ その他（　　）））
	□ 余裕期間設定工事	□ 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和　　年　　月　　日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 □ 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して３日以内に令和　　年　　月　　日（工事着手期限日）までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第１条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・ 本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所（□ 別添図等　□ No.　～No.　□ 別途協議　） □ 完了見込み時期（　□ 令和　　年　　月頃　□ 別途協議　）
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード（□ 官有地　□ 民有地　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 仮設ヤード使用期間（　　） □ 仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝　　㎞） □ 使用条件・復旧方法（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目　（☑ 騒音　☑ 振動　□ 水質　☑ 粉じん　☑ 排出ガス　□ その他（　　）） □ 施工方法等（□ 指定工法名（　　）　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 施工時期　（　　）
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目　（□ 騒音測定　□ 振動測定　□ 水質調査　□ 近接家屋の事前・事後調査　□ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 調査方法　（□ 別途資料　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ 漁業関係による調整	□ 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 □ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） ☑ 交通誘導警備員の配置　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 指定路線　☑ 指定路線以外 ☑ 交通誘導警備員の配置人員数 ☑ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員　A：　　人　B：　6 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 □ 積上げによる算出 配置人員数（　人）　（うち交通誘導警備員A（　人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） □ 交通誘導警備員の配置時間（　　） □ 交通誘導警備員の配置期間（　　） □ 交通誘導警備員配置の対象工種（）
	□ 近接施設等に対する制限	□ 既存施設あり ・近接公共施設　（ □ 鉄道　□ 電気　□ 電話　□ 水道　□ ガス　□ その他（　　）） ・近接施設（ □ 擁壁（　　）□ ブロック塀　□ 家屋　□ その他（　　）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり ・制限を受ける工種　（　　） ・制限内容　（　　）
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 保安要員の配置　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）
	☑ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☑ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☑ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ☑ 受注者は、工事の施工に関し、関連官公庁等から指導又は勧告等を受けたときは、速やかに監督員に報告すること。
	☑ 事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
工事用道路関係	□ 一般道路（搬入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 用地及び構造　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 安全施設　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 転用あり（　　回） □ 兼用あり（　　） □ その他（　　）
	□ 水替工（締切排水工）	□ 施工条件の指定なし □ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数：　　日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他（　　）
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 施工方法（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
建設発生土・産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件（ □ 別途図面　□ 運搬距離（Ｌ＝　　㎞） □ 受入料金あり　□ 受入料金なし □ 別途協議　□ その他（　　））
	☑ 建設発生土受入地未定	☑ 受入地未定につき別途協議する。（ ☑ 暫定運搬距離Ｌ＝ 4 ㎞、 □ その他（　　））
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	☑ 産業廃棄物の種類　（ ☑ コン塊　☑ アス塊　□ 木材　□ 汚泥　□ その他（　　）） ☑ 産業廃棄物の処分地　（ ☑ 再生処分場（ｺﾝ塊、ｱｽ塊）　□ 最終処分場（　　）　□ 別添図書 □ その他（　　）　□ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（　　）に記入のこと。】 □ 処分場の受入条件　（　　） □ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 □ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 （ □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他（ ） □ 移設時期 （ □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議） □ 防護 （ ）
	□ その他	□ その他（ ）
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） □ 削孔数量（ ） 注入量 （ ） その他 （ ）
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	□ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	☑ 再生材の種類（ ☑ 再生Asコン □ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ） ☑ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☑ 新材に変更 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	□ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名：□ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 □ グレーチング □ その他（ ）） ☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	□ 現場発生品あり	□ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	□ 支給品あり	□ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法（ □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他（ ）） □ 引渡場所（ □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
適用条件	☑ 適用条件	☑ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和 8年 8月 1日）） □ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 □ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 □ 支援技術者 １．本工事は現場における現場技術業務を〔例示－（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第９条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 ２．監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 ３．監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 ４．本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	☑ 適用条件	□ 情報共有 （ □ 電子メール（①を適用） □ ＡＳＰ（②を適用） □ 電子メール又は受注者希望によりＡＳＰ（①または②を適用） ）
		①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ）
		②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「建設工事請負契約書第２６条第５項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ）
		□ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ）
		☑ 週休２日制工事に係る試行要領（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（土木工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「週休２日交替制工事（発注者指定型）試行要領（土木工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（港湾工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「週休２日交替制工事（発注者指定型）試行要領（港湾工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（農業農村整備工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「週休２日交替制工事（発注者指定型）試行要領（農業農村整備工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（森林整備保全工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「週休２日交替制工事（発注者指定型）試行要領（森林整備保全工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事編）」 令和8年7月を適用
		□ 「週休２日交替制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事）」 令和8年7月を適用
		週休２日制工事に関する経費補正
		☑ 経費補正なし（週休２日の達成状況に応じた経費補正は行わない。）
		□ 経費補正あり（週休２日の達成状況に応じて経費補正を行う。）
		□ 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書［令和5年5月改定版］」を適用
		（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書［令和5年5月改定版］」を適用
		（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書［令和5年5月改定版］」を適用
		※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事
		（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		・工事資料 （ ）
		・工事実施計画書 （ ）
		□ 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		・工事資料 （ ）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		・ＩＣＴ建設機械の施工 □ ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧブルドーザ □ ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧバックホウ
		□ 「ＩＣＴ活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（土工（小規模・導入型））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		・適用区分 □ 平均施工幅２ｍ以上 □ 平均施工幅１ｍ以上２ｍ未満 □ 平均施工幅１ｍ未満
		□ 「ＩＣＴ活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（舗装工）特記仕様書【発注者指定型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
		□ 「ＩＣＴ活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
適用条件	□ 適用条件	□ 「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	□ 適用条件	□「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（コンクリート堰堤工）特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ＩＣＴ活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和8年7月を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事特記仕様書」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「建設キャリアアップシステム活用モデル工事　追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 建設キャリアアップシステム活用モデル工事　□ 発注者指定型　　□ 受注者希望型 □「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「現場環境改善に関する特記仕様書（県土整備部災害復旧工事）【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【発注者指定型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【施工者希望型】」令和8年5月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☑「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について」令和8年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） □ その他（　　）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	☑ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） □ 重点監督	重点監督の場合　【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☑ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種（　　） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	□ 入札時ＶＥ方式 □ 契約後ＶＥ方式 □ 設計・施工一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電子納品	□ 工事完成図書（工事写真含む） □ 電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ □ ２部　□ （　　）部）とする。 □ 三重県ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（令和　　８年　７月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	□ 地盤情報データベースの登録の必要あり	□ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） □ 検定料金の計上（　□ Ａ検定　　□ Ｂ検定　） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☑ 産業廃棄物税	☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	□ コリンズ（CORINS）の作成・登録	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	☑ 市内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☑ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優先使用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	☑ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☑ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	□ 県産木材の利用を指定する工種あり	□ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種：□ 工事案内看板（標示板）□ 仮設防護柵工　□ 公園施設工（　　）　□ 植栽支柱工　□ 木製ガードレール □ バリケード　□ 土留工　□ 階段工　□ 残存型枠工　□ 木製デリネーター □ 木柵・丸太柵工　□ 木筋・丸太筋工　□ 転落防止工　□ 水制工　□ 手すり □ マルチング　□ 伏工（丸太伏工）□ 護岸工　□ 木橋、木道　□ 木製案内誘導看板等 □ 立入防止柵（仮設工）　□ 根固工（木工沈床工）　□ 丸太杭工　□ 治山ダム工　□ その他（　　） □ 木製型枠（□ 場所打擁壁工　□ コンクリート堰堤工 □ 橋台工　□ 橋脚工　□ 張りコンクリート工 □ その他（　　）） □ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）、バリケード及び木製型枠については、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 □ 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・ 受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・ 受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・ 受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 □ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 □ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 □ 木製ガードレールについては、平成１０年１１月５日付建設省道環発第２９号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	☑ 暴力団員等による不当介入（尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第７条第１項）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第７条第１項）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに尾鷲警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により尾鷲警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を 受けた場合の 措置	☑ 不当要求等を受けた場合の措置	☑ 尾鷲市は建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から［※役職名記入］（不当要求等防止責任者）に報告様式により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、［※役職名記入］（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	□ 工事実態調査	□ 尾鷲市低入札価格調査実施要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☑ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	□ 監理技術者等の兼務	□ 建設業法第２６条第３項第１号（専任特例１号）、建設業法第２６条第３項第２号（専任特例２号）及び建設業法第２６条の５（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	□ 時間外労働の上限規制の適用	□ 本工事は、労働基準法第139 条第１項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	□ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第３０条第４項ただし書）	□ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第３０条第４項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

尾鷲市
令和8年8月


位置図
56.1
大谷川
50
泉町
30.9
28.2

平　面　図

S=1:250

施工延長 L=16.0m

排水構造物工

側溝工　自由勾配側溝(300*300 無騒音ﾀｲﾌﾟ) L=16.0+12.5=28.5m

集水桝工　プレキャスト集水桝 (300*300A) N=1.0箇所

舗装工

舗装準備工　不陸整正　A=53.4m2

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 上層路盤　A=53.4m2

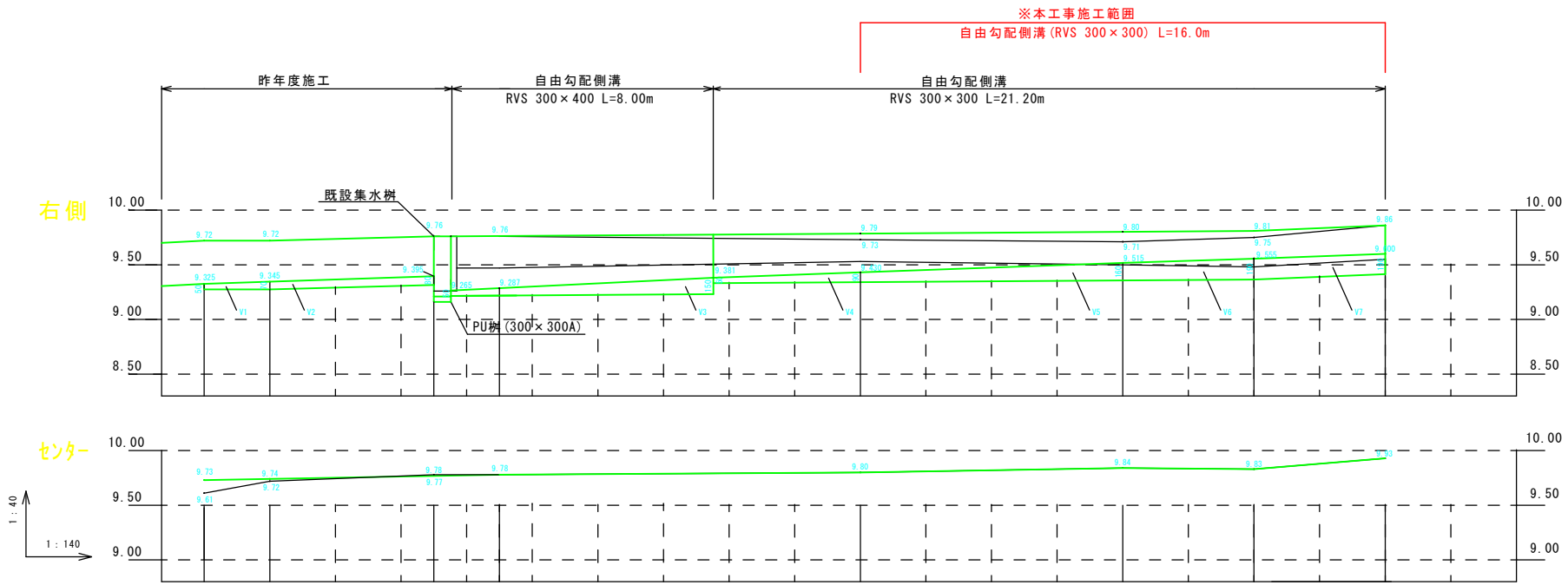
表層　A=53.4m2



※本図面はA3を原図として縮尺を表記しております。

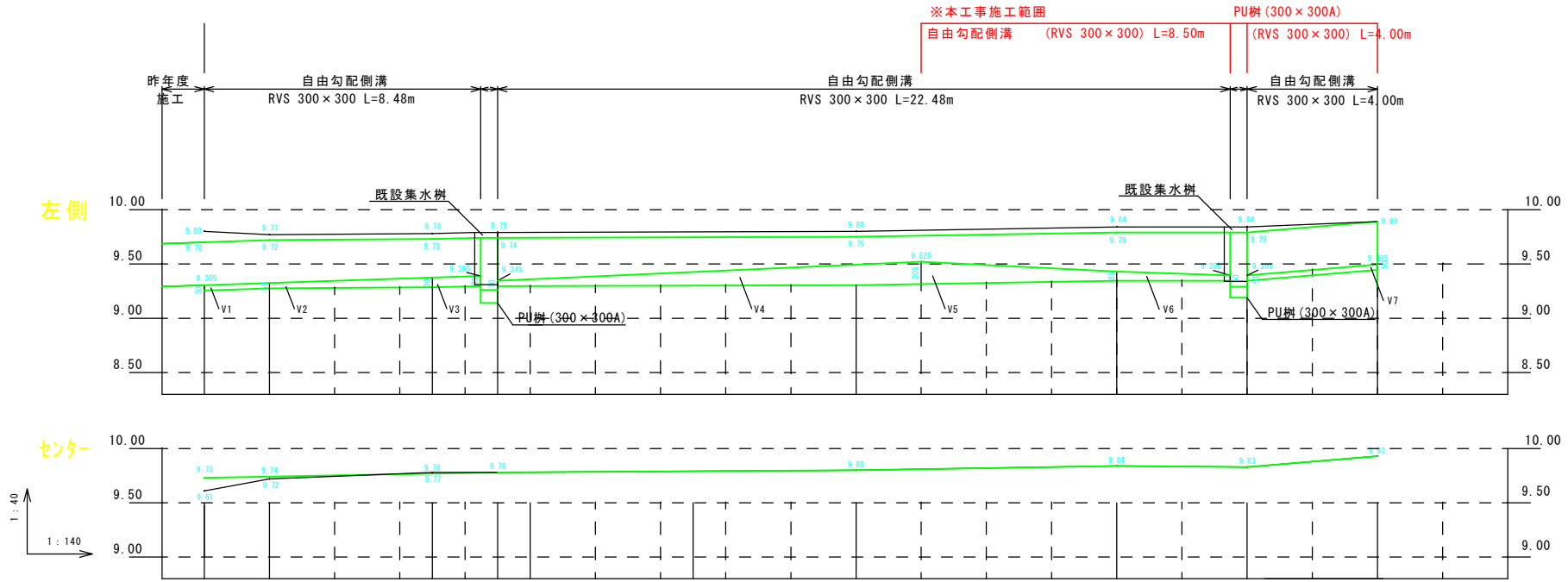
工事名	泉13号線道路改良工事		
図面名	平面図		
年　度	令和8年度		
尺　度	図示	図面番号	1
会社名			
事務所名	尾鷲市役所		

右 縦 断 図


※本工事施工範囲
自由勾配側溝(RVS 300×300) L=16.0m
昨年度施工
自由勾配側溝
RVS 300×400 L=8.00m
自由勾配側溝
RVS 300×300 L=21.20m
右側
既設集水桝
PU桝(300×300A)
V1
V2
V3
V4
V5
V6
V7
センター
10.00
9.50
9.00
8.50
1:40
1:140

| | | |

左 縦 断 図


※本工事施工範囲
自由勾配側溝 (RVS 300×300) L=8.50m
PU桝(300×300A)
(RVS 300×300) L=4.00m
昨年度施工
自由勾配側溝 RVS 300×300 L=8.48m
自由勾配側溝 RVS 300×300 L=22.48m
自由勾配側溝 RVS 300×300 L=4.00m
既設集水桝
既設集水桝
左側
センター
10.00
9.50
9.00
8.50
V1
V2
V3
V4
V5
V6
V7
PU桝(300×300A)
PU桝(300×300A)
1:40
1:140

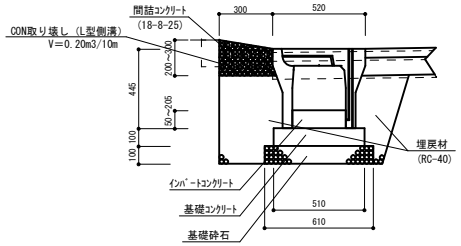
| | | |

各 種 詳 細 図

側溝工詳細図

S=1:30

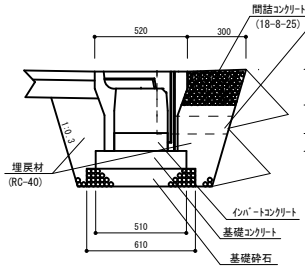
自由勾配側溝(左側)
(300*300)



10.0m当たり

床掘	5.45m3
埋め戻し	2.54m3
間詰CON	0.53m3
基礎CON	0.51m3
均し型枠	2.00m2
基礎砕石	0.61m3

自由勾配側溝(右側)
(300*300)

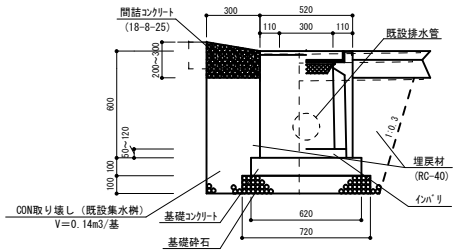


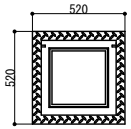
10.0m当たり

床掘	4.20m3
埋め戻し	1.98m3
間詰CON	0.59m3
基礎CON	0.51m3
均し型枠	2.00m2
基礎砕石	0.61m3

集水桝詳細図

S=1:30



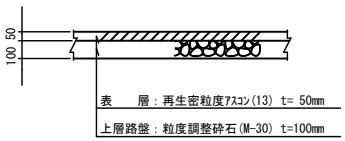


10.0基当たり

床掘	1.79m3
埋め戻し	1.69m3
間詰CON	0.27m3
基礎CON	0.32m3
均し型枠	2.24m2
基礎砕石	0.37m3

舗装構成図

S=1:30



※本図面はA3を原図として縮尺を表記しております。

工事名	泉13号線道路改良工事		
図面名	各種詳細図		
年　度	令和8年度		
尺　度	図示	図面番号	4
会社名			
事務所名	尾鷲市役所		